

地域経済の活性化に資する中小企業・小規模事業者の創業を促進するため、また、創業間もない企業を支援するため日本政策金融公庫における創業関連制度等の創設・拡充を行います。

拡充内容等

○創業支援貸付利率特例制度（仮称）（国民生活事業）（創設） （創業前及び創業後1年以内の者に対する利率引下げ制度を創設）

- ・貸付対象：創業前及び創業後1年以内の者
- ・貸付金利：基準利率（*）-0.2%
（女性、若者又はU/Iターンにより創業する場合は-0.3%）

○女性向け小口創業（国民生活事業）（創設） （新創業融資制度における対象要件の特例を創設）

- ・特例創設：新創業融資制度について、女性であって、300万円以内の借入を行う場合、対象要件（雇用要件、勤務要件及び修学要件等）を撤廃

○新創業融資制度（国民生活事業）（拡充） （創業後2期末満の者に対する無担保・無保証の融資制度）

- ・特例対象：以下の者を自己資金要件の免除対象者に追加
産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定される認定特定創業支援事業、地域創業促進支援事業による支援、国民事業が参加する地域の創業支援ネットワークからの支援、または民間金融機関と国民事業による協調融資を受けて新たに事業を営もうとする者（※）
- ・貸付（据置）期間：各貸付制度に規定する貸付（据置）期間とする

○新事業活動促進資金（中小企業事業・国民生活事業）（拡充） （経営革新や異分野連携による新事業分野を開拓等を行う者に対する融資制度）

- ・貸付金利等：事業承継を機に第二創業または新たな取組を図る者を追加し、基準利率（*）-0.65%とする。
- ・上乗せ免除：保証人特例（経営者保証免除特例）適用時の加算利率を免除

○新規開業資金等（国民生活事業）（拡充） （経験を活かし新たに事業を始める者に対する融資制度）

- ・貸付対象：（※：新創業融資制度の特例対象を追加）
- ・貸付金利等：「技術・ノウハウに新規性が見られる場合」について、運転資金の利率を基準利率（*）-0.9%とし、「産業競争力強化法に基づく企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度を活用した事業を行う者」を追加。

（備考）「技術・ノウハウ等に新規性がみられる場合」については、新事業育成資金（中小企業事業）、女性・若者／シニア起業家支援資金（中小企業事業・国民生活事業）、再挑戦支援資金（中小企業事業・国民生活事業）及び新事業活動促進資金（国民生活事業：基準利率（*）-0.65%）に同様の制度があるため、これらに合わせて拡充。

○無担保融資特例制度（国民生活事業）（拡充） （税務申告を2期以上行っている者に対して担保を免除する制度）

貸付（据置）期間：各貸付制度に規定する貸付（据置）期間とする

○経営者保証免除特例制度（国民生活事業）（拡充） （経営責任者の個人保証を免除する制度）

特例要件：以下のとおり、特例を受けられる者に対する要件を拡充

- ・「貸付を3年以上受けており、直近3年間、延滞なく返済している者」を「税務申告を2期以上実施し、直近1年間、延滞なく返済している者」に拡充
- ・「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうる財務状況にあること」等を満たしていなくても、経営者保証を免除できる対象に「事業承継を機に第二創業または新たな取組を図る者」を追加
- ・貸付利率の加算を行わない対象に「事業承継を機に第二創業または新たな取組を図る者」等を追加
- ・売上高償却前経常利益率及び自己資本比率の要件を拡充

地域経済の産業活動維持・発展に資する事業であって、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継する中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化等を図るため、日本政策金融公庫が資本性ローンを含む長期・安定資金を供給します。

制度の概要

対象者: 事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、地域経済の産業活動維持・発展に資する事業や企業を承継するものであって、一定の雇用効果が認められる者

対象資金: 設備資金及び長期運転資金

貸付限度額: (中小企業事業) 7億2,000万円
(国民生活事業) 7,200万円(運転資金4,800万円)

貸付期間(据置期間): 設備資金20年以内(3年以内)
運転資金 7年以内(2年以内)

貸付金利: 基準利率(※)。

ただし、以下の条件に該当する場合は基準利率-0.4%

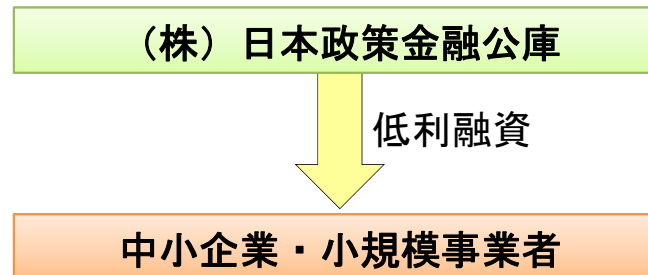
- ① 安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者であって、次のいずれかに該当する者
(後継者不在、分散資産取得、個人事業主、持ち株会社)
- ② 経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者
- ③ 最近における付加価値額が増加しているものであって、今後も計画により、付加価値向上と雇用の増加が見込まれる者

(注) 中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大4億円まで。

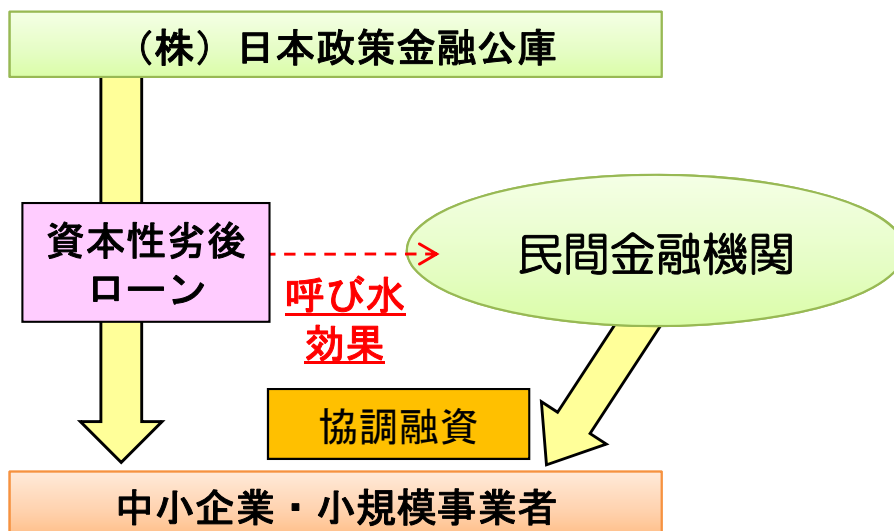
保証人: 保証人特例適用時の上乗せ金利を免除

資本性ローン特例対象: (中小企業事業) 別枠3億円
(国民生活事業) 別枠4,000万円

事業スキーム (通常貸付)



事業スキーム (資本性ローン)



(※) 平成26年12月10日現在: 中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

資本金劣後ローンの拡充（挑戦支援資本強化特例制度）

創業・新事業展開・事業再生・事業承継等に取り組む中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が資本金性を有する長期資金（一括返済型）を供給します。

制度の概要

対象者：創業・新事業展開・事業再生・事業承継等に取り組む者
で、地域経済の振興に資する事業、先進性、新規性又は技術力が高い事業等を行う者

（海外直接投資を行う者等、対象者を拡充）

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）3億円
（国民生活事業）4,000万円（拡充：従来は3,000万円）

貸付期間：（中小企業事業）5年超（※）・7年・10年・15年
（拡充：従来は7年・10年・15年）
（国民生活事業）5年超（※）～15年
（拡充：従来は7年～15年）

貸付金利：業績に応じた金利が適用されます。
（中小企業事業）0.40%～6.35%
（国民生活事業）0.90%～7.25%

担保・保証人：なし

（※）「5年超」による貸付期間は「5年1か月」となる。

（注1）本制度による債務については、金融検査上、自己資本と看做することができます。

（注2）適用金利の判定は、貸付後1年ごとに、直近決算により判断します。

（注3）期限前弁済は、原則として認められません。

事業スキーム

（株）日本政策金融公庫

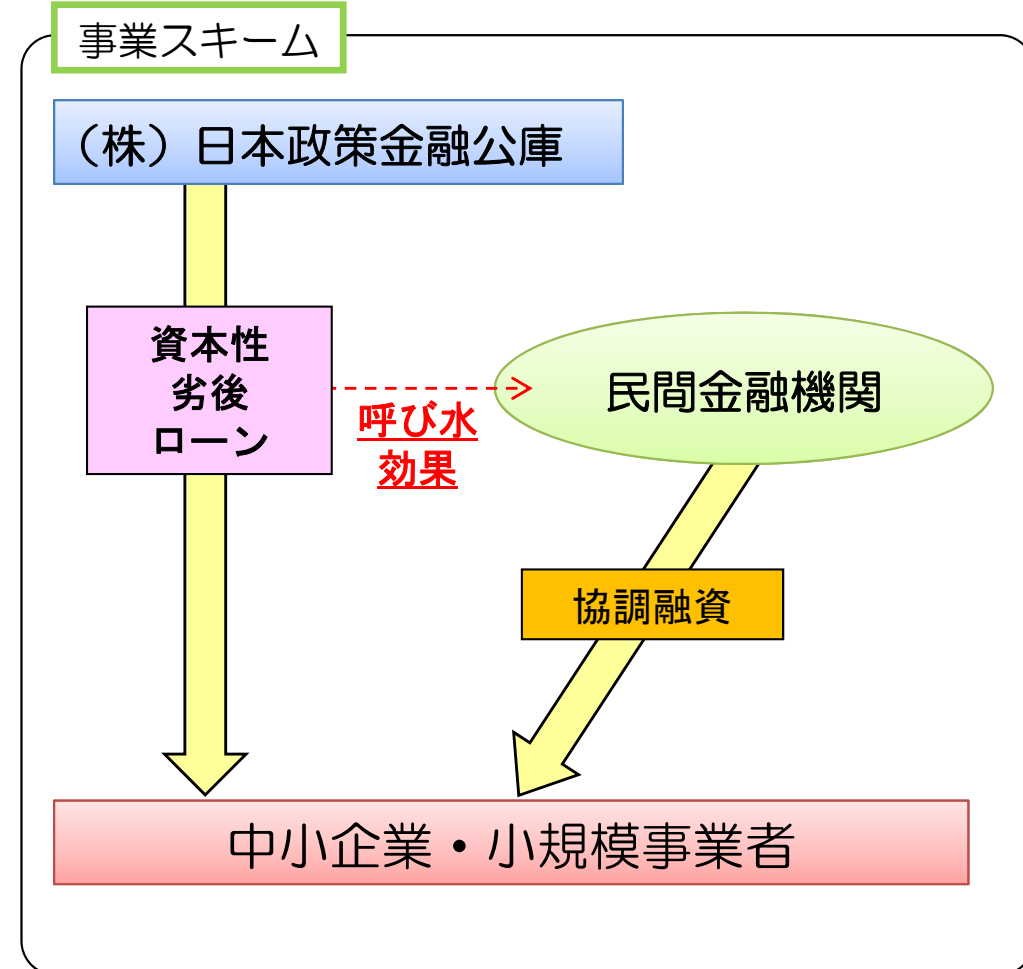
資本金
劣後
ローン

呼び水
効果

民間金融機関

協調融資

中小企業・小規模事業者



経営支援型の企業再生貸付の創設（企業再建資金）

経営改善計画について、関係金融機関との間で、合意形成が行われている中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者を対象に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：「経営改善計画策定支援事業」の制度適用者等、関係金融機関との間で、経営改善計画について、合意形成が行われおり、認定支援機関が経営改善計画の事後フォローに関与する者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円
（国民生活事業） 7,200万円（運転資金4,800万円）

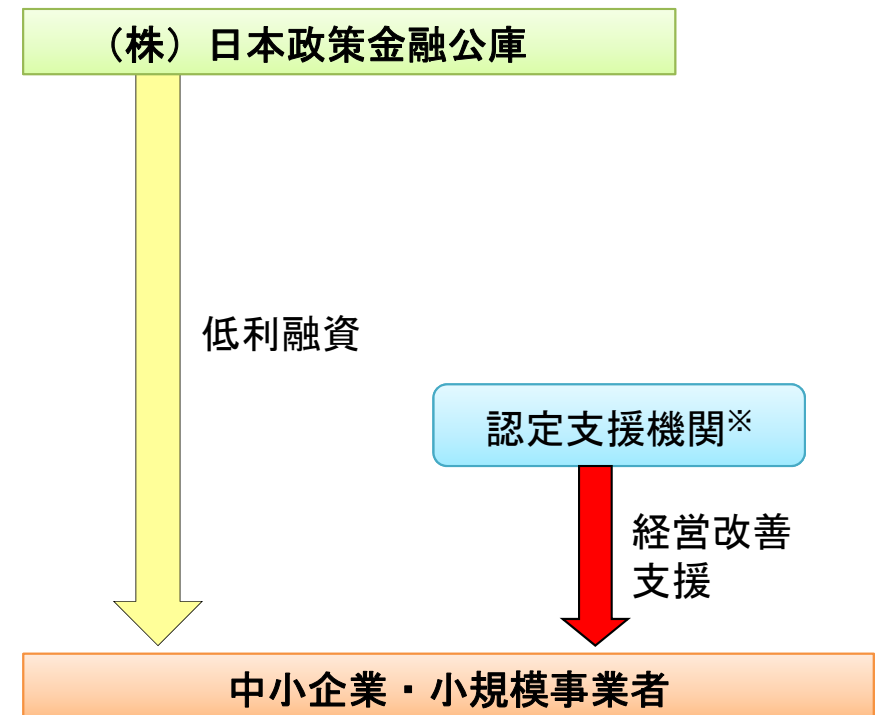
貸付期間：設備資金20年以内、長期運転資金15年以内

据置期間：3年

貸付金利：基準利率（※）－0.4%

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大2億7,000万円まで。

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

女性が活躍しやすい環境を目指し、女性従業員の雇用環境改善に努める中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：以下のいずれかの要件を満たす者

- ①一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている者及び届け出る事業者
- ②地方自治体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む事業者
- ③次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」(くるみんマーク)の認定を受けた事業者

対象資金：運転資金及び設備資金

貸付限度額：(中小企業事業) 7億2,000万円
(運転資金2億5,000万円)

貸付限度額：(国民生活事業) 7,200万円
(運転資金4,800万円)

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金7年以内

貸付金利：対象者①・② 基準利率(※)－0.4%
対象者③ 基準利率(※)－0.65%

(注)中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大2億7,000万円まで。

事業スキーム

(株) 日本政策金融公庫

低利融資

中小企業・小規模事業者

人口減少、高齢化といった社会構造の変化に伴う、地域経済を取り巻く環境の変化を受け、ライフスタイルの変化等、多様化するニーズに対応すべく、ソーシャルビジネスを手掛ける中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が低利融資で支援します。

制度の概要

対象者: ソーシャルビジネスを営む者

対象資金: 運転資金及び設備資金

貸付限度額: (国民生活事業) 7,200万円(運転資金4,800万円)

貸付期間: 設備資金20年以内、運転資金7年以内

貸付金利: 基準利率(平成26年12月10日現在 1.65%)。

ただし、以下の条件に該当する場合は利率の引下げを行う。

- ① 認定NPO法人の場合 基準利率-0.4% (拡充: 従来は業歴7年以内に限定)
- ② 地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする者又は営んでいる者の場合 基準利率-0.4%
- ③ 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする者又は営んでいる者であって、公庫による経営上の助言を受けるものの場合 基準利率-0.4%
- ④ 保育サービス事業者または介護サービス事業者のうち、「業歴7年以内の者」又は「待機児童または介護難民の解消等に貢献する取組を行う者」の場合
基準利率-0.9%
- ⑤ 保育サービス事業者または介護サービス事業者のうち、上記以外の者の場合
基準利率-0.4%

特例: NPO法人について、経営者保証を免除する際における上乗せ利率を従来の0.3%から0.2%に低減。

事業スキーム

(株) 日本政策金融公庫

低利融資

中小企業・小規模事業者等